

障害者優先調達対象事業所名簿登録について

本市が発注する物品供給及び役務提供の見積りに参加を希望する事業者は、岡山市障害者優先調達対象事業所登録申請書を提出してください。

障害者優先調達対象事業所として登録を受けた事業所等は、障害者優先調達対象事業所名簿に登録し、岡山市の各部署が障害者就労施設等から調達を行う際の業者選定の対象とします。ただし、発注等を約束するものではありません。

◆市と障害者優先調達の契約をするためには、原則「障害者優先調達対象事業所名簿」又は「有資格者名簿※」に登録されていることが必要です。

※…[岡山市競争入札参加者資格及び審査等に関する事項について]第5条に規定する名簿

1 対象となる契約

岡山市が発注する物品供給及び役務提供のうち、随意契約の方法により契約するもの

◆上記以外の一般の入札や見積りに参加を希望する場合は、有資格者名簿に登載されていることが必要になります。岡山市入札参加資格審査申請をしてください。

◆障害者優先調達対象事業所の登録は、岡山市以外との契約（民間との契約や共同受注窓口を通じての受注等）には必要ありません。

2 障害者優先調達対象事業所として登録を受けることができる者

市内に事業所を有する、次のいずれかに該当する者

- (1) 指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、生活介護事業所）であって、物品の製造及び供給又は役務の提供を、障害者とその全部又は一部を行うことにより履行できる者
- (2) 地域生活支援事業者（地域生活支援センター、小規模作業所）であって、物品の製造及び供給又は役務の提供を、障害者とその全部又は一部を行うことにより履行できる者
- (3) 市の障害者優先調達の共同受注窓口

3 提出方法・提出期間・提出先・問い合わせ先

○提出方法

事前に障害福祉課と申請内容を確認した書類を郵送又は申請内容を説明できる人が事前に提出日時を連絡のうえご持参ください。

○提出期間

随時（土曜日、日曜日、祝日を除く）

時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

○提出先・問い合わせ先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館7階）

岡山市保健福祉局障害福祉課 就労・自立支援係

電 話：０８６－８０３－１２３４

F A X：０８６－８０３－１７５５

4 提出書類

提出書類は以下のとおりです。登録を受けようとする事業所等ごとに作成してください。

◎必ず提出、○初回のみ提出、△該当する場合のみ提出				
1	◎	岡山市障害者優先調達対象事業所登録申請書及び誓約書	原本	・申請者は運営主体の代表者とし、申請印は実印（法人登記の登録印）を押印
2	○ ^{※1}	債権者登録申請書	原本	・社名等記載欄は、署名または記名押印とする（押印の場合、使用印は1の使用印と同一の印鑑） ※1…内容に変更があれば都度提出
3	△ ^{※2}	委任状（兼使用印鑑届）	写し可	・使用印は1の使用印と同一の印鑑 ※2…取引に係る権限を委任する場合（登録事業所の名で契約・請求等行う場合）に提出
4	◎ ^{※3}	滞納無証明書（岡山市税）	原本	・申請月から6か月以内に取得した運営主体の証明 ※3…申請者の所在地が岡山市外の場合は提出不要
5	◎	取扱業種届	原本	・届出者は運営主体の代表者とし、署名または記名押印とする（押印の場合、使用印は1の使用印と同一の印鑑）
6	△ ^{※4}	登録証明（登録証明書、営業許可証明書等）	写し可	・証明書類は申請月の月末までに有効期限が切れていないもの ※4…取扱業種に必要な許認可、登録又は届出等が法令で定められている場合に提出

◆様式・記入例はホームページからダウンロードしてください。

岡山市ホームページ>くらしの情報>高齢者・障害者・福祉>障害者の福祉>

活動支援・制度>障害者優先調達について>障害者優先調達対象事業所名簿について

ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000007976.html>

◆【滞納無証明書（岡山市税）】交付請求については以下をご参照ください。

岡山市ホームページ>くらしの情報>税金・税証明>税に関する証明

ホームページアドレス：

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-5-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

5 登録・登録日・登録有効期間

○名簿への登録

登録した場合は、障害者優先調達対象事業所名簿へ登録し、ホームページに掲載します。

岡山市ホームページ>くらしの情報>高齢者・障害者・福祉>障害者の福祉>

活動支援・制度>障害者優先調達について>障害者優先調達対象事業所名簿について

登録しない場合は、「岡山市障害者優先調達対象事業所不登録通知書（様式第3号）」により通知します。

○登録日

毎月1日から10日までの申請は、申請の翌月1日

毎月11日から末日までの申請は、申請の翌々月1日

○登録有効期間

登録日より2年間（以後2年間ごと）

登録有効期間満了後も継続を希望する場合は、満了日の前月1日から当月10日の間に申請してください。

6 注意事項

○申請の受付

書類の不備、不足等がある場合は受付できません。

○障害者優先調達対象事業所として登録を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができません。

(1) 指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者においては、指定の全部若しくは一部の効力の停止を受け当該停止期間が満了していない者、勧告又は命令を受け、勧告等に係る措置を行っていない者及び休止の届出をし休止中の者

(2) 地域生活支援事業者においては、指導を受け指導に係る改善を行っていない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

(4) 有資格者名簿に登載されている者においては、本市から指名停止を受け、当該指名停止期間が満了していない者

○登録内容の変更及び取下げ

登録の内容に変更がある場合及び登録を取り下げる場合は、速やかに「岡山市障害者優先調達対象事業所登録変更（取下）届出書（様式第4号）」及び関係書類を提出してください。

○障害者優先調達対象事業所の登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、登録を取消し名簿から抹消します。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたとき。

(2) 障害者優先調達対象事業所として登録できる者の要件に該当しなくなったとき

(3) 障害者優先調達対象事業所として登録できない者の要件に該当することとなったとき

(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、障害者優先調達対象事業所として登録しておくことが適当でないと認められるとき。